

第 **III** 部

**わが国の防衛の三つの柱**  
**(防衛の目標を達成するための手段)**

第1章

**わが国自身の防衛体制**

第2章

**日米同盟**

第3章

**安全保障協力**

## 1 防衛力の意義

防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産とわが国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、わが国の意思と能力を表すものである。この意味で、防衛力は他のいかなる手段によっても代替できるものではない。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟におけるわが国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、わが国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力におけるわが国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実のもとで、わが国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

また、防衛大綱においては、わが国の防衛力は、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するため、次の6つの防衛力の果たすべき役割が掲げられている。すなわち、①平時からグレーゾーンの事態への対応、②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応、③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応、④大規模災害などへの対応、⑤日米同盟に基づく米国との共同及び⑥安全保障協力の推進であり、これらの役割を、シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。特に国民の命と平穏な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要であると明

図表Ⅲ-1-1

わが国の防衛の3つの柱（イメージ）



記している。

これらの役割を果たすために、わが国に必要不可欠な防衛力として、陸自、海自及び空自が存在している。

**□ 参照** 図表Ⅲ-1-1 (わが国の防衛の3つの柱 (イメージ))

## 2 今後の防衛力

わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中で、防衛大綱は、今後の防衛力について、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含むすべての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断(クロス・ドメイン)作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、わが国の防衛を全うできるものとする必要があるとしている。

このため、わが国自身の防衛体制の強化について、宇宙・サイバー・電磁波を含むすべての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として多次元統合防衛力を構築するとしている。

また、わが国の防衛力はその役割を十全に果たすためには、自衛隊が有機的に連携し、迅速かつ効果的に任務を遂行できる統合運用が極めて重要である。

このため、2006年3月に、自衛隊ごとの運用を基本とする態勢から、統幕へ運用機能を移管するなどして、統合運用体制の機能強化を図ってきた。今日の安全保障環境のもと、宇宙・サイバー・電磁波も含めた領域横断作戦を効果的に実施できるよう、陸自・海自・空自の各防衛力をいかに有機的に融合させて運用していけるかが、かつてないほど重要になってきており、統幕を通じて自衛隊の統合運用を実施している。

## 第1節 平時からグレーゾーンの事態への対応

防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「①平時からグレーゾーンの事態への対応」の考え方は次のとおりである。

平時からグレーゾーンの事態への対応においては、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港などを通じて平素から自衛隊のプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示す。その際、わが国を取り巻

く安全保障環境が近年ますます厳しいものとなっていることを踏まえ、こうした自衛隊の部隊による活動を戦略的なコミュニケーションの一環と位置づけ、防衛交流や外交と一体となって推進する。

また、すべての領域における能力を活用して、わが国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動 (以下「常統監視」  
Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance)

### 解説

#### 戦略的なコミュニケーションの取組の推進

安全保障上の課題に対応していくにあたっては、外交的な取組とあわせて、平素から共同訓練・演習、防衛協力・交流、防衛装備・技術協力、能力構築支援など様々な活動を通じて、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出していくとともに、事態の推移に応じて柔軟に抑止措置を実施し、さらに重大な事態へと発展していくことを防ぐ必要があります。

このために、防衛省・自衛隊が実施する様々な活動やその目的について、効果的な発信が可能となるような手法やメッセージを選択して、同盟国や友好国と連携しつつ、国際社会に対して発信を行う必要があります。こうした戦略的なコミュニケーションにかかる取組を積極的に推進してまいります。

という。)を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置などにより事態の発生・深刻化を未然に防止する。これらの各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害する行為に対し、警察機関などとも連携しつつ、即時に適切

な措置を講じる。

弾道ミサイルなどの飛来に対しては、常時持続的にわが国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

## 1 わが国周辺における常続監視

### 1 基本的考え方

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位<sup>1</sup>の面積となる領海（内水を含む。）及び排他的経済水域（EEZ）を有するなど広大な海域に囲ま

Exclusive Economic Zone

れており、自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監視を行っている。

図表Ⅲ-1-1-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ



1 海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位

## 解説

## 尖閣諸島について

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に検討した上で、国際法上正当な手段で尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとして国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議をとっていませんでした。

それにもかかわらず、中国公船が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の強い抗議にもかかわらず、依然として中国海警船が領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする中国海

警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような一方的な現状変更の試みに対して、わが国が譲歩することはあり得ません。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産及びわが国の領土・領海・領空を断固として守るため、引き続き、冷静かつ毅然と対応していきます。



わが国固有の領土、尖閣諸島【内閣官房HP】

## 2 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機<sup>2</sup>などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国各所のレーダーサイトと早期警戒管制機<sup>3</sup>などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視を実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている<sup>4</sup>。さらに、必要に応じ、艦艇・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。

なお、こうした警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

2021年度中に自衛隊の警戒監視により確認された主な事象として、4月3日、東シナ海において中国海軍クズネツォフ級空母「遼寧」をはじめとする中国艦艇6隻の活動が確認され、この艦艇群はその後沖縄本島と宮古島間の海域を南下し、太平洋に進出した。同月26日にもこの艦艇群が同海域を太平洋側から東シナ海に向けて北上した。翌27日には、クズネツォフ級空母「遼寧」からZ-18早期警戒ヘリコプターが発艦し、大正島領空の北東約50km付



動画：【航空部隊】これが哨戒機「P-1」

URL：https://youtu.be/F8Mq-cr-lEs

- 2 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、見回りを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C及びP-1を、回転翼哨戒機としてSH-60J及びSH-60Kを保有している。
- 3 警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、旅客機B-767をベースにしたE-767を運用している。
- 4 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

## VOICE ▶ 警戒監視にあたる海自哨戒機搭乗員の声

第1航空隊第11飛行隊（鹿児島県鹿屋市）  
 戦術航空士 3等海佐 のぶくに 信國 こうすけ 亨介

私は、2020年3月から第1航空隊でP-1哨戒機の機長として勤務し、約10名の搭乗員とともに主に東シナ海での警戒監視・情報収集のための飛行任務を日々行っています。平素からの警戒監視・情報収集はわが国周辺で不測の事態が発生した際に、シームレスに対応するための重要な任務であり、1年365日欠かさず実施しています。警戒監視等で得られた情報は、自衛隊のみならず海上保安庁や水産庁といった他機関、また米海軍をはじめとする関係国海軍とも共有し、お互い緊密に連携し安定した安全保障環境の確保に取り組

んでいます。

日々の任務において、他国の軍艦や不審な船舶などの活動状況を確認するため、無線を用いて交話することがあります。そのような時、私たちの活動が、わが国周辺の安定した安全保障の維持と密接につながっていることを強く意識します。任務達成と乗員の安全に対する責任感で飛行中は常に緊張の連続ですが、その分任務を終え、無事基地に戻り着陸した後の達成感は格別なものがあります。

厳しい任務に臨む毎日ですが、これからも自己研鑽に努め、厳正かつ毅然とした態度をもって任務に邁進し、わが国の防衛に貢献していきたいと思えます。



フライト中の筆者



P-1哨戒機と開聞岳

近まで近接するという事象も生じた。この空母は他の複数の艦艇とともに、12月15日から25日にかけても沖縄本島と宮古島間の海域の航行を含め東シナ海及び太平洋にて活動し、その間、艦載戦闘機及び艦載ヘリコプターの発艦も確認された。

また、10月18日から23日にかけて、10隻に及ぶ中国及びロシア艦艇がわが国を周回する形で津軽海峡、伊豆諸島周辺海域及び大隅海峡を通過し、東シナ海へ向けて航行した。わが国周辺における中露両国によるこのような大規模かつ長期間にわたる活

動は初めてのことであり、わが国に対する示威活動を意図した可能性がある。このように、中国軍の活動海域・空域がますます拡大している。防衛省・自衛隊は、こうした中国軍の活動領域の拡大にあっても、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き着実に警戒監視活動を遂行していく。

**参照** 図表Ⅲ-1-1-1（わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ）、資料13（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入日数・隻数）

## 2 「瀬取り」への対応

### 1 基本的考え方

北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実施している。

### 2 防衛省・自衛隊の対応

海自艦艇などが、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、2018年以降、これまでの間に計24回確認し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。

これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶

との洋上での物資の積替え（「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国と情報共有を行ってきたほか、これらのタンカーの関係国などに対して情報提供を行い、対外公表を実施した。

こうした北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対し、近年、国際的な関心が高まってきており、米国はもとより、2018年4月以降、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランド、フランス及びドイツが、東シナ海を含むわが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、警戒監視活動を実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き関係国と緊密に協力を行い国連安保理決議の実効性を確保していく。

## 3 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

### 1 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

#### (1) 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条の規定に基づき、第一義的に空自が対処している。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、

領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行っている。

2021年度の空自機による緊急発進（スクランブル）



緊急発進（スクランブル）準備中の空自戦闘機



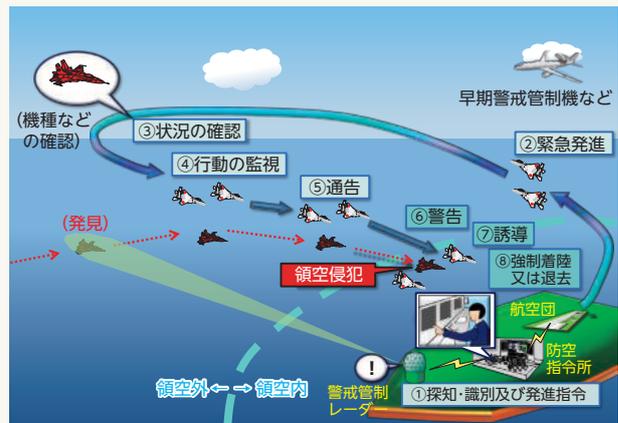
動画：対領空侵犯措置

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=pq3GE0f38uE>

## 解説 対領空侵犯措置について

対領空侵犯措置とは、わが国の領空を侵犯するおそれのある航空機や、領空侵犯した外国の航空機に対して、要撃機を緊急発進させ対応しつつ、領空からの退去を警告したり、最寄りの飛行場へ強制着陸させるなどの一連の行動をいいます。また、対領空侵犯措置を有効に実施するため、防空識別圏（ADIZ）を設定し、わが国周辺を飛行している航空機の識別を実施しています。

緊急発進回数は近年高い水準で推移していますが、防衛省・自衛隊としては、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの観点から、国際法及び自衛隊法に従い、対領空侵犯措置に万全を期していく考えです。



領空侵犯に対する措置の要領（イメージ）

ル）回数は1,004回（中国機に対し722回、ロシア機に対し266回、その他16回）であった。これは、1958年に対領空侵犯措置を開始して以来2番目となる回数であった。

近年、中国機の飛行形態は変化し、活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海にも拡大している。2021年度に生じた特異な事例として、8月25日、中国のY-9情報収集機、Y-9哨戒機及びBZK-005無人機が東シナ海から沖縄本島・宮古島間の空域を南下し太平洋に至り、太平洋上で旋回後、反転しこの空域を北上し東シナ海に至った事例があり、これに対して、空自戦闘機を緊急発進させるなどして対応した。無人機による沖縄本島と宮古島間の通過を公表したのはこれが初めてであり、このような中国軍用機によるこの空域の通過は2013年7月に初確認されて以降、多数確認されている。また、2021年11月には、3度目となるわが国周辺における中露爆撃機による長距離にわたる共同飛行が確認され、空自戦闘機により対応した。このような、両国の戦略爆撃機によるわが国周辺での度重なる軍事演習は、わが国周辺における活動の拡大・活発化を意味するとともに、わが国に対する示威行動を意図したものと考えられる。防衛省・自衛隊としては、今後も活動を活発化させている中国軍

の動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。

また、2021年9月12日、北海道知床岬のわが国領海上空を、2022年3月2日、北海道根室半島沖の領海上空をロシア機が領空侵犯する事案が生じ、わが国は外交ルートを通じてロシア政府に抗議した。2021年12月には、ロシアのIL-20情報収集機が日本海、オホーツク海、太平洋を、推定ロシア機8機が長距離にわたり随伴機などを含む形で日本海などを飛行した事例があり、これに対しても空自戦闘機を緊急発進させるなどして対応した。こうしたロシア機の活動も、引き続き注視していく。

**参考** 図表Ⅲ-1-1-2（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-1-3（緊急発進の対象となったロシア機及び中国機の飛行パターン例（2021年度））、図表Ⅲ-1-1-4（わが国及び周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ））

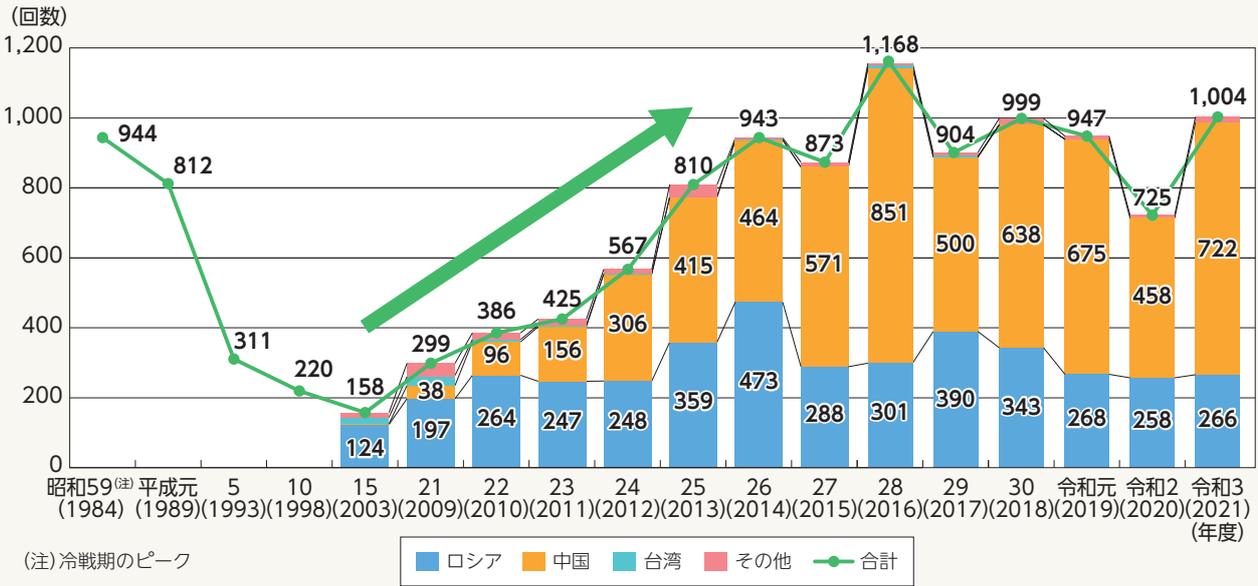
## 2 領海及び内水内を潜水航行する潜水艦への対処など

### (1) 基本的考え方

わが国の領水内<sup>5</sup>で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処することにな

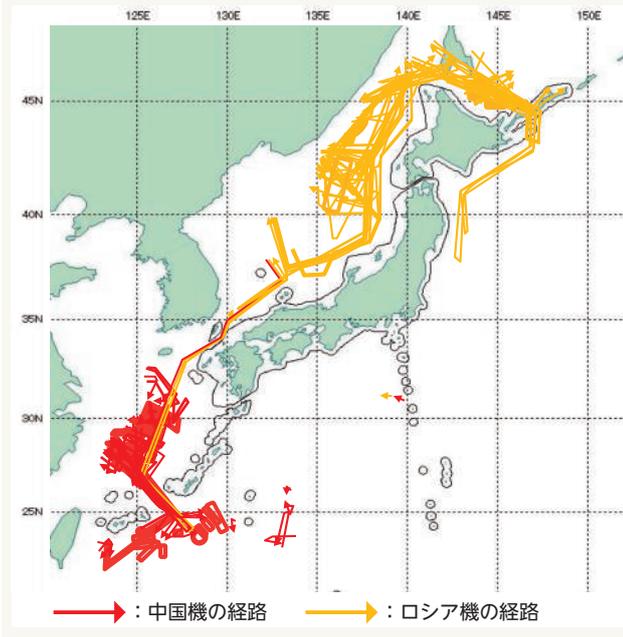
5 領海及び内水

図表Ⅲ-1-1-2 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



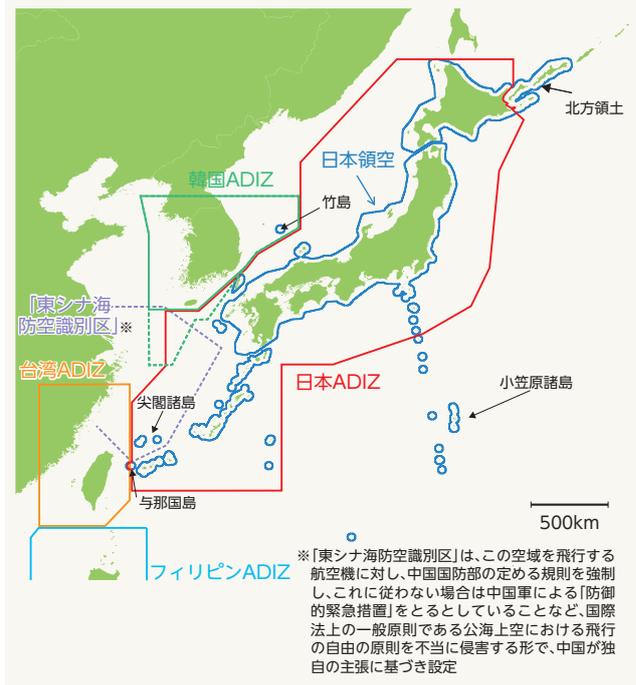
図表Ⅲ-1-1-3

緊急発進の対象となったロシア機及び中国機の飛行パターン例 (2021年度)



図表Ⅲ-1-1-4

わが国及び周辺国・地域の防空識別圏 (ADIZ) (イメージ)



る。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求することになる。

## (2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反す

る航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。2004年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、2018年1月、尖閣諸島周辺のわが国接続水域を潜水航行する中国潜水艦を海自護衛艦などが確

認した。これまでも他海域においてわが国接続水域内を潜水航行する潜水艦を確認した事例はあったが、このような尖閣諸島周辺のみわが国の接続水域における中国海軍潜水艦による航行の確認は、本件が初めてであった。

さらに、2021年9月10日には中国国籍と推定される潜水艦が奄美大島周辺のわが国接続水域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦及び哨戒機による警戒監視を行った。この潜水艦による領海侵入はなかったものの、このような潜水艦の活動はわが国として注視すべきものである。国際法上も、外国の潜水艦が沿岸国の領海内を航行する際には海上において、その旗を掲げて航行しなければならないとされており、国際法に反する活動を許さないためにも、自衛隊は万全の警戒監視態勢を維持していく。

### 3 武装工作船などへの対処

#### (1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機

関である海上保安庁が一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊<sup>6</sup>の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）<sup>7</sup>の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

## 4 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

### 1 中東地域への自衛隊派遣に向けた経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域においては、緊張が高まる中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年6月には日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や欧州諸国などの各国は、その地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のため

の取組を進めている。

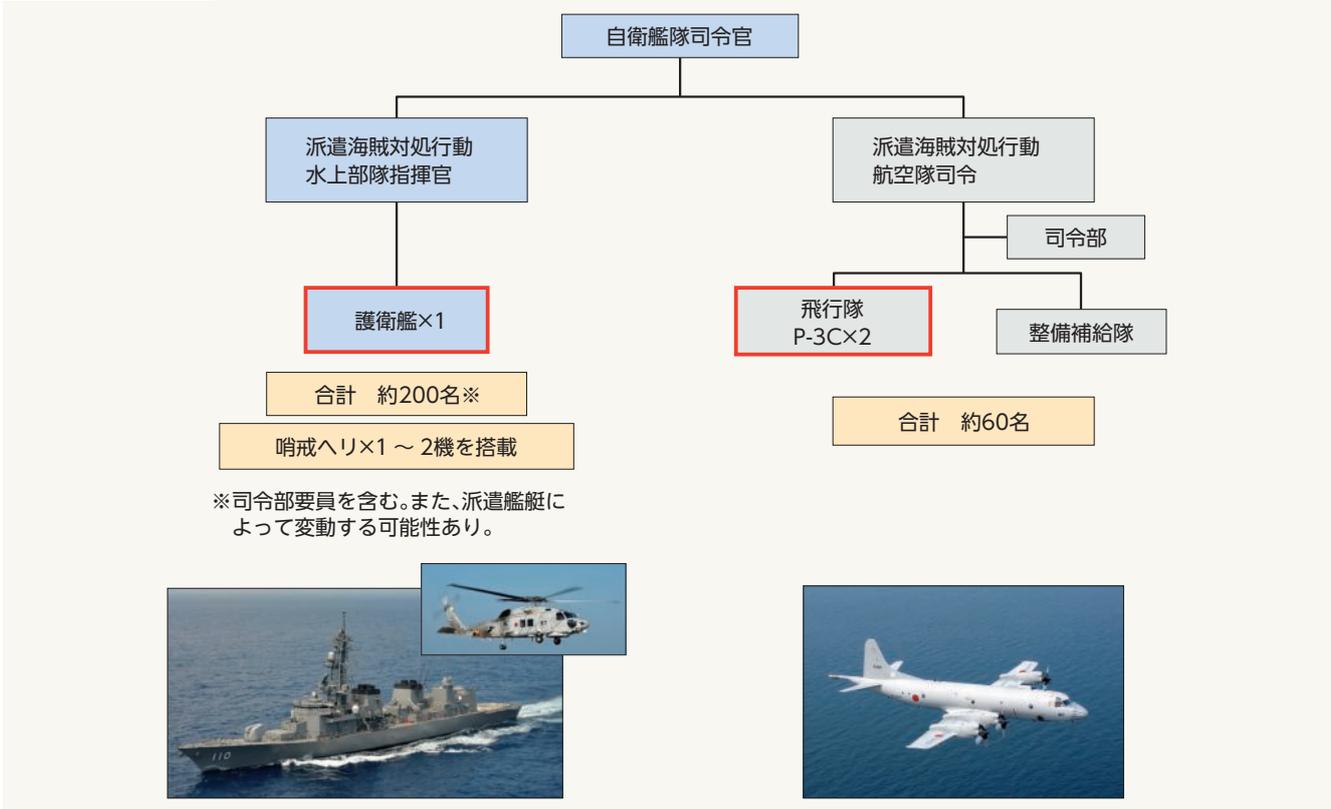
わが国は、中東における緊張緩和と情勢の安定化に向けて、同月の安倍内閣総理大臣（当時）のイラン訪問、同年9月の国連総会時の日米首脳会談、日イラン首脳会談をはじめ、政府として外交的な取組を積極的に進めてきた。

このような中、国家安全保障会議などにおいて、総理を含む関係閣僚の間で行った議論の結果、わが国としては、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のためのわが国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、及び③自衛隊アセットの活用による情報収集活動を行っていくこと

6 2001年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。

7 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。

図表Ⅲ-1-1-5 中東における情報収集活動に従事する部隊



とし、同年12月、日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について、政府としての方針を閣議決定した。

本情報収集活動では、2021年12月の閣議決定以降、派遣海賊対処行動航空隊のP-3C哨戒機2機に加え、派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦1隻を活用することとしている。

また、活動海域は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）としている。

自衛隊が収集した情報については、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しており、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

## 2 自衛隊の活動

### (1) 自衛隊による情報収集活動

自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものである。

これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての自衛隊法第82条に規定する海上における警備行動（海上警備行動）に関し、その要否にかかる判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づき実施するものとしている。

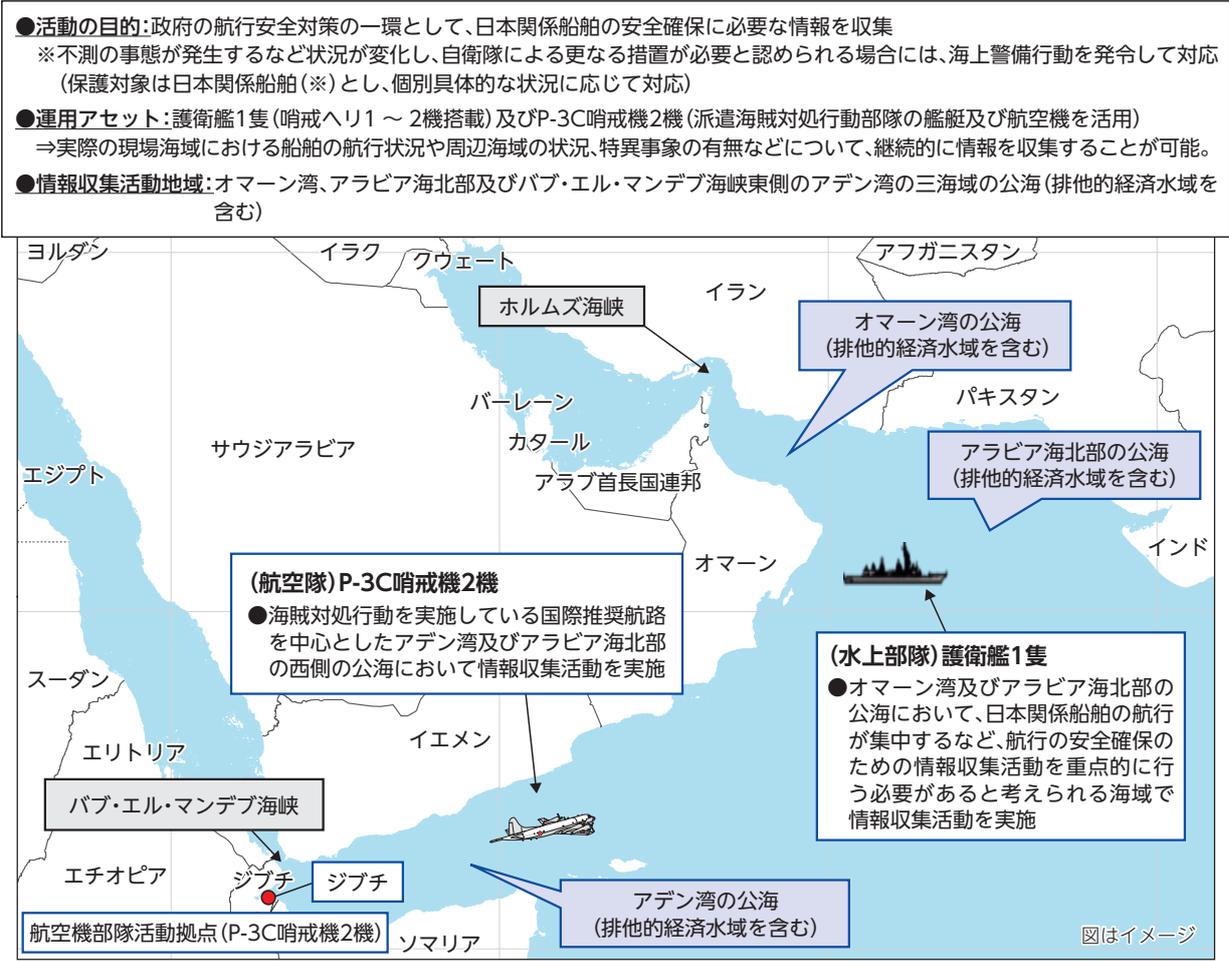
### (2) 活動実績

2020年1月、海賊対処部隊のP-3C哨戒機2機が、情報収集活動を開始した。

また、同年2月、派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦が情報収集活動を開始した。

なお、2021年12月の閣議決定に基づき、2022年2月以降、派遣海賊対処行動水上部隊が海賊対処

図表Ⅲ-1-1-6 自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）



(※)日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又はわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

行動と情報収集活動を兼務して実施している。

現在までのところ水上部隊及び航空隊が活動した海域において、日本関係船舶に対する特異な事象があったとの情報には接していない。

**ア 水上部隊（2022年2月まで派遣情報収集活動水上部隊、同月以降派遣海賊対処行動水上部隊）**

オマーン湾の公海及びアラビア海北部の公海において活動している。確認した船舶数は2022年3月31日現在で累計79,433隻となっている。

**イ 航空隊（派遣海賊対処行動航空隊）**

アデン湾の公海及びアラビア海北部の西側の公海において活動している。確認した船舶数は2022年3月31日現在で累計45,426隻となっている。

**(3) 活動期間の延長**

中東地域においては、日本関係船舶の防護を直ちに要する状況にはないものの、高い緊張状態が継続していること、また、米国などによる「海洋安全保障イニシアティブ」をはじめ、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年間延長している。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、活動期間の終了を待たず、その時点においてこの活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

**参照** 図表Ⅲ-1-1-5 (中東における情報収集活動に従事する部隊)、図表Ⅲ-1-1-6 (自衛隊による情報収集のための活動(イメージ))、資料20 (中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について)

### 3 関係国との意思疎通や連携

#### (1) 米国

わが国として、中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するためにどのような対応が効果的かについて、原油の安定供給の確保、米国との関係、イランとの関係といった点も踏まえつつ、総合的に検討した結果、米国などの海洋安全保障イニシアティブには参加せず、日本独自の取組を適切に行っていくこととした。一方、中東における航行の安全を確保するため、米国とはこれまでも様々な形

で緊密に連携してきているところであり、自衛隊の情報収集活動に際しても、わが国独自の取組を行うとの政府方針を踏まえつつ、同盟国である米国と適切に連携することとしている。このため、海自からバーレーンに所在する米中央海軍司令部へ、海上自衛官1名を連絡官として派遣し、米軍と情報共有を行っている。

#### (2) 中東地域における沿岸国

わが国独自の取組として実施する今般の情報収集活動については、イランを含む沿岸国の理解を得ることは重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。